

公益財団法人日本高等教育評価機構再評価の実施に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の大学機関別認証評価に関する規程（以下「評価規程」という。）第15条（再評価）の定めにより、再評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 本機構が行う大学機関別認証評価において、「保留」と判定された大学を対象とする。

(実施体制)

第3条 再評価の審議は、評価規程第15条第3項及び第4項に基づき行うものとする。

- 2 本機構は、再評価を行うために、評価員規程第5条に基づき、評価員を委嘱する。
- 3 評価規程第4条第5項に該当するものは、当該大学の再評価業務には従事できないものとする。
- 4 再評価の調査実施方法については、大学評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）において決定する。

(申請)

第4条 本機構は、評価規程第15条第2項による申請書が到着後、正当な理由がある場合を除き、速やかに、受理通知書を提出しなければならない。なお、様式は別に定める。

(再評価の中止)

第5条 当該大学は、特別な事由により再評価が継続できない場合、本機構理事長の承認を得て再評価を中止することができる。

- 2 前項の申入れは、文書により本機構理事長宛に行うものとする。
- 3 本機構は、正当な理由がある場合は、再評価を中止することができる。
- 4 前項により再評価を中止した場合は、判定に関する細則第4条第2項の保留期間を変更することができる。
- 5 第3項により再評価を中止した場合は、当該大学宛文書により通知する。

(再評価報告書案の作成)

第6条 評価員は、当該大学の再評価の結果をまとめた再評価報告書案を作成し、判定委員会に提出する。

- 2 判定委員会は、再評価報告書案について審議する場合、当該大学の評価員より調査結果報告を聴くことができる。

(再評価報告書案の通知)

第7条 判定委員会は、再評価報告書案を当該大学に通知する。

(再評価報告書案に対する意見申立て)

第8条 当該大学は、再評価報告書案に対して、意見申立てがある場合、通知を受けた日から原則2週間以内に本機構に対し、意見の申立てを行うことができる。

2 前項の意見申立てを行う大学は、本機構理事長宛に意見申立て文書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。

3 判定委員会は、当該大学より意見申立てがあった場合、再審議を行う。

4 再評価報告書案のうち、「不適合」及びその他に対する意見申立ての審議は、意見申立て審査会で審議を行ったうえで、判定委員会において最終的に再評価結果を決定する。

(再評価報告書案の承認)

第9条 判定委員会は、再評価報告書案を理事会に提出し、理事会の承認を得る。ただし、理事会の承認の際には、評価規程第4条第5項で定める当該大学の関係者はこれに加わらないものとする。

(再評価報告書の公表等)

第10条 本機構は、理事会の承認を得た当該大学の再評価報告書を、理事会承認後、3週間以内に当該大学に送付する。

2 本機構は、当該大学の再評価報告書を刊行物やインターネット等の適切な方法で社会に公表する。

3 本機構は、当該大学の再評価報告書を文部科学大臣へ報告する。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、判定委員会の議を経て理事長の承認を得るものとする。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に実施した大学評価は、従前の例による。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に実施した大学評価は、従前の例による。